

対象イベントの考え方※

対象イベントの要件

- ①文化芸術又はスポーツに関するものであること※1
- ②令和2年2月1日から令和3年1月31日までに開催された又は開催する予定であったものであること
- ③不特定かつ多数の者を対象とするものであること
(広く一般にチケット等が販売されており、数名以上の参加が想定されていたものを指します)
- ④日本国内で開催された又は開催する予定であったものであること
- ⑤新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、現に中止・延期・規模縮小されたものであること
- ⑥ ⑤の場合に払戻しがされたもしくはされる予定であること※2

(イベント参加者の皆様へ) 寄附金控除の対象となるのは、上記の要件を満たすものとして主催者が文化庁・スポーツ庁に申請し、指定を受けたイベントです。対象イベントは、指定され次第、順次、文化庁・スポーツ庁のHPにアップします。

※1 例えば以下のようなイベントが想定されます。

- ・音楽コンサート、エンターテインメント、伝統芸能などの公演イベント
- ・映画、博物館等、個展、テーマパークなどの観覧イベント
- ・プロスポーツの試合、マラソン大会などの参加型スポーツイベント

※2 既に中止等が決定されたイベントで、払戻しを行わないことを決定・公表している場合は、本要件を満たさないこととなります。

対象として想定されないもの

- ・身内・内輪のイベント
- ・明らかに文化芸術・スポーツ以外の目的で開催されるイベント
- ・違法なものや主催者が反社会的勢力に属するイベント

※本資料は関連する法律案が国会で成立することを前提としたものであり、制度の詳細については検討中のため変更される可能性があります

問合せ先



文化庁 本件税制担当
03-5253-4111 (内線:4764)



スポーツ庁 本件税制担当

[観戦チケットの払戻しについて] 03-5253-4111 (内線:2686)
[イベント参加料の払戻しについて] 03-5253-4111 (内線:2688)

寄附金控除までの具体的な流れ

STEP 1

主催者等 ⇄ 文化庁・スポーツ庁

主催者等からの申請に基づき、文化庁・スポーツ庁が対象イベントを指定

- 現に中止等(中止・延期・規模縮小)されたイベントを幅広く対象とします。
- 対象イベントは、文化庁・スポーツ庁のHPに順次アップします。

STEP 2

主催者等 ⇄ 参加者 (払戻しを受けないことを選択された方)

参加者が対象イベントの主催者に払戻しを受けないことを連絡。主催者等から、対象イベント認定証明書(仮称)と払戻請求権放棄証明書(仮称)を入手。

STEP 3

参加者 ⇄ 税務署

確定申告の際に、上記2点の証明書と共に申告。
(e-taxでの申告も可能)
⇒寄附金として税優遇の対象となります。

(優遇内容のイメージ)

10,000円のチケット代金を払い戻さずに「寄附」

⇒好きなアーティスト等に「寄附」できた上、最大4,000円の減税!

※具体的な減税額は、寄附された方の所得額や居住されている自治体により異なります。

※税額控除の場合、(対象チケット代金合計-2,000円)×40%(+住民税分)の減税。

(注)上記「-2,000円」は、今回の特例「寄附」以外の寄附も含めた年間寄附総額に対して一回のみ適用されます。

その他の留意点

- 令和2年2月1日から令和3年1月31日までに日本国内で開催予定だったものの、結果として中止等された一定の文化芸術・スポーツイベントであって、上記STEP1の手続を経て文化庁・スポーツ庁のHPに掲載されたものが対象となります。ただし、不特定多数を対象としないイベント、そもそも払戻しを受けられないイベントは対象となりません。
- 年間ごとに合計20万円までのチケット代金分が、この制度による優遇の対象となります。
- 地方税の税優遇については、居住している自治体にお問合せください。



申請の手続等については、詳細が固まり次第、文化庁・スポーツ庁HPでお知らせいたします。

問合せ先 文化庁 本件税制担当
03-5253-4111 (内線:4764)

スポーツ庁 本件税制担当
[観戦チケットの払戻しについて] 03-5253-4111(内線:2686)
[イベント参加料の払戻しについて]03-5253-4111(内線:2688)